

有価証券報告書の適正性に関する確認書

2020年9月28日

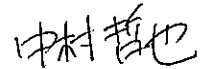
株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
新宿センタービル33階

インフラファンド発行者名 カナディアン・ソーラー・インフラ
投資法人

(コード：9284)

代表者の役職・氏名 執行役員 中村哲也
(署名)



本投資法人の執行役員である 中村哲也 は、本投資法人の2020年1月1日から2020年6月30日までの第6期計算期間の有価証券報告書の提出時点において、当該有価証券報告書に不実の記載がないものと認識しております。

不実の記載がないものと認識するに至った理由は下記のとおりです。

記

1. 本投資法人の仕組み

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）の規定及び本投資法人の規約に従い、カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）に資産の運用に係る業務及び有価証券報告書の作成等、開示に係る業務を委託しております。また、資産保管業務、投資主名簿等に関する事務及び機関運営に関する事務等を三井住友信託銀行株式会社に、計算に関する事務及び会計帳簿の作成に関する事務等をEY税理士法人に、それぞれ委託しております。

本投資法人の会計監査人は、太陽有限責任監査法人です。

2. 有価証券報告書作成・提出のプロセス

有価証券報告書は、一般事務受託者より提出される会計帳簿及び投資口に関する情報並びに資産運用会社の関係各部署より提出される業務情報等に基づいて、資産運用会社の財務企画部が原案を作成しております。

当該原案については、法律に係る記載内容及び税務に係る記載内容について、それぞれ法律事務所及び税理士法人による助言を必要に応じて受けるとともに、太陽有限責任監査法人による監査を受けて作成しております。

なお、作成された有価証券報告書は、資産運用会社の代表取締役社長が承認の上、本投資法人役員会宛て報告後提出されております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

(1) 一般事務受託者より、一般事務の処理状況等につき報告を受領し、必要に応じて本投資法人の役員会で

審議を行い、又は調査を実施していること。

- (2) 開示に係る業務を行う資産運用会社において、適時・適切な情報開示のための社内体制の整備が行われ、かつ実施されていることを確認していること。
- (3) 本投資法人の財務内容について、開示に係る業務を行う資産運用会社より、会計帳簿等の関係資料に基づく報告を定期的に受けており、有価証券報告書の作成体制に問題がないことを確認していること。
- (4) 本投資法人に関する重要な事項について、本投資法人役員会に付議又は報告されていること。
- (5) 本投資法人の会計監査人である太陽有限責任監査法人より、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「金融商品取引法」といいます。）第 193 条の 2 第 1 項に規定する監査証明を受領していること。
- (6) EY 税理士法人により、税務に関する事項についての助言及び確認を必要に応じて得ていること。
- (7) 森・濱田松本法律事務所より、有価証券報告書の作成に際して、金融商品取引法及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 22 号。その後の改正を含みます。）に対する適正性についての助言及び確認を必要に応じて得ていること。

以 上